（山村境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

告示

○国家公安委員会告示第十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから住所及び差止請求関係業務を行う事務所の所在地変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　公益財団法人栃木県暴力追放県民センターの住所

㈠　変更前の住所　栃木県宇都宮市本町十二番十一号

㈡　変更後の住所　栃木県宇都宮市昭和三丁目二番八号

二　差止請求関係業務を行う事務所の所在地

㈠　変更前の所在地　栃木県宇都宮市本町十二番十一号

㈡　変更後の所在地　栃木県宇都宮市昭和三丁目二番八号

三　変更を行った年月日　平成二十八年三月二日

○金融庁告示第二十号

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが、株式会社大正銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが受けた同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

金融庁長官　森　信親

○総務省告示第百七十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十八年総務省告示第八号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十八年三月二十五日	改革結集の会	代表者の氏名	村山　憲司	村岡　敏英
		本部の所在地	東京都大田区南雪谷二―一一―一六―八〇一	東京都港区南青山一―二二―二ベルハイツ一階

○総務省告示第百七十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十八年総務省告示第九号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十八年三月二十五日	改革結集の会	代表者の氏名	村山　憲司	村岡　敏英
		本部の所在地	東京都大田区南雪谷一―一一―一六―八〇一	東京都港区南青山一―二二―二ベルハイツ一階

○総務省告示第百七十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十五日	改革結集の会	東京都大田区南雪谷二―一一―一六―八〇一	村山　憲司

○総務省告示第百七十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十五日	改革結集の会	東京都大田区南雪谷二―一一―一六―八〇一	村山　憲司

○総務省告示第百七十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十八日	維新の党	東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル一〇	松野　頼久

○総務省告示第百七十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十八日	維新の党	東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル一〇	松野　頼久